

参考資料

- 機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン
(平成 26 年 3 月公表、同年 10 月改定)
- 機械式立体駐車場の事故情報
- 機械式立体駐車場での事故に御注意ください！
(利用者向け注意喚起チラシ)
- 機械式立体駐車場の安全対策は大丈夫ですか？
(管理者向け自己チェックシート)
- 機械式立体駐車場の安全対策向上活動について
(公益社団法人立体駐車場工業会の取組み)

機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン

改 定 版

平成26年10月

国 土 交 通 省

はじめに

- 機械式立体駐車場における一般利用者等の死亡・重傷事故は、平成19年度以降、少なくとも26件発生しており、児童が亡くなる痛ましい事故も発生。
- 国土交通省では、これまで機械式立体駐車場の適正利用の周知や安全対策の強化の呼びかけ等を行ってきたところであるが、機械式立体駐車場の安全性の一層の向上を図るため、平成25年11月、「機械式立体駐車場の安全対策検討委員会」（座長：向殿政男・明治大学名誉教授）を設置し、計4回にわたって検討を行った。
- 委員会では、特に重大事故の発生を抑止する観点から、機械式立体駐車場の特性や実際の事故等の発生状況を踏まえた検討を行った。
- 本ガイドラインは、委員会の検討成果を踏まえて、機械式立体駐車場に関わる製造者、設置者、管理者、利用者が先ず早期に取り組むべき事項をガイドラインとしてとりまとめたもの。本ガイドラインを広く活用し、機械式立体駐車場の安全確保と安全利用に努めて頂きたい。

I. 総則

1. 本ガイドラインの位置づけ

- ・ 機械式立体駐車場において発生した重大事故等の再発防止の観点から、関係主体において早期に取り組むべき安全対策を提示するもの。
- ・ 駐車場法の対象となる路外駐車場に設置される機械式駐車装置について、本ガイドラインへの準拠を要請。
- ・ ただし、近年、マンション等の専用駐車施設において事故が多く発生していることに鑑み、路外駐車場以外に設置される機械式駐車装置についても、本ガイドラインへの準拠を推奨。
- ・ 引き続き、本ガイドラインの改善を進め、適宜発出予定。

2. 機械式駐車装置の特性・危険性

- ・ 二段・多段方式、垂直循環方式、エレベータ方式等、様々な種類のものが存在。
- ・ 時間貸し駐車場、商業施設等の公共用駐車場のほか、マンション等の専用駐車施設にも普及。
- ・ 乗降室内への閉じ込め、稼動部への接触、巻き込み、挟まれ事故のほか、乗降・歩行時の転倒・転落、車両の入出庫時の衝突も発生。
- ・ 特にマンション等の専用駐車施設において、利用者が自ら操作する際、乗降室内に人がいることの確認が不足していたことなどを要因とする重大事故が多く発生。

3. 安全対策の考え方

- ・ 機械式立体駐車場は、都市施設として不可欠な施設であるものの、ひとたび事故が発生すれば、重大事故に至る危険性が高い機械装置であること、そして機械には「絶対安全」はないということも認識した上で、製造者、設置者、管理者、利用者の各主体がそれぞれ真摯に協力して安全確保と安全利用に取り組むことが重要（多重安全）。

II. 製造者の取組

(全ての装置に共通する事項)

- 装置内に、利用者以外の人容易に立ち入ることができない構造とすること。
- 設置者又は管理者において、操作を行う者の限定を行うことができる機能を有すること。
- 前の利用者の一連の操作が正常に完了しない限り、次の利用者が操作を行うことができない機能を有すること。
- 操作盤は、利用者が安全確認ボタンを操作した後でなければ装置が稼働しない機能を有すること。
- 操作盤の視認しやすい場所に、視認しやすい形状で、緊急時に直ちに装置の動作を停止できる緊急停止ボタンを設けること。
- 乗降室内には、人が転落するような隙間を設けないこと。やむを得ず隙間を生じる場合には、人の転落を防止するための適切な柵、落下防護施設等を設けること。
- 人の通路部には障害を設けず、平滑な構造とすること。やむを得ず段差等を生じる場合には、視認性の確保に留意すること。
- 安全対策を講じる際には、消防法、建築基準法等の関係法令を遵守するとともに、製造時点における科学技術の水準を考慮すること。
- 装置の製造段階でやむを得ず残留する危険性及び適正な使用方法について、当該装置を使用する者に対して十分な説明、注意喚起等を行うこと。

(二段・多段方式の装置に関する事項)

- 昇降横行式又は地下構造を有する装置には、前面ゲート及び柵を設置すること。
- 前面ゲートは、チェーン・スプロケット等の稼働部に子供が容易に触れることのない構造とすること。
- 装置の稼働状況等を目視によって確認できる位置に操作盤を設置すること。
- 前面ゲートを有する装置については、呼び出した搬器等が着床していなければゲートが開かない機能（インターロック）を有すること。

(垂直循環方式、エレベータ方式等の大型装置に関する事項)

- 乗降室内に人が入っている状態で、装置が稼働しない機能を有すること。
- 利用者が操作位置からも乗降室内の安全を確認できるモニター等を設置

すること。

- 出入口扉は、呼び出した搬器等が着床していなければ開かない機能（インターロック）を有すること。
- 乗降室内で人が装置の旋回運動に巻き込まれることがないよう退避場所を設けるとともに、視認しやすい非常用脱出口、非常ボタン等を設けること。

Ⅲ. 設置者の取組

- Ⅱ. で要求される構造・設備・機能を有する装置を設置すること。
- 装置の選定にあたっては、製造者の助言等を参考に、設置場所、気象条件、使用条件、利用者の特性等を考慮した上で最適な種類のものを選定すること。
- 装置のピット内への人の転落や、装置内への不用意な侵入の防止等のため、装置の出入口及び周囲には、適切な柵等を設けること。
- 柵等は、装置の稼動部に、隙間から手や足等が届かない構造とすること。
- 入出庫時に、乗降室内への不要な人の立ち入りを防止するため、乗降室の外部に子供の待機場所、荷物の積み下ろし場所等の確保を図ること。
- 夜間使用される装置や屋内・地下に設置される装置については、装置内の視認性を確保するため、照明設備を設置すること。
- 装置の設置段階でやむを得ず残留する危険性及び適正な使用方法について、当該装置を使用する者に対して十分な説明、注意喚起等を行うこと。

IV. 管理者の取組

- 利用者に対して、正しい操作方法、注意事項の遵守などの書面での説明等を徹底すること。また、これらに関する説明等を受けた者に対して利用を許可すること。
- 不特定多数の人が利用する駐車施設においては、専任の取扱者が操作をすること。
- 「無人確認」等の注意事項は、常に利用者が見やすい位置に表示すること。
- 装置の安全確保のための維持保全を行うこと。装置が正常で安全な状態を維持できるよう、機種、使用頻度等に応じて、1～3ヶ月以内に1度を目安として、専門技術者による点検を受け、必要な措置を講じること。
- 装置の安全性を阻害する改造等は決して行わないこと。
- 事故等に備えて対処方法を定めておくこと。また、事故等があった場合には、警察、消防のほか、製造者、メンテナンス業者、設置の届出を行った都道府県知事等にすみやかに連絡し、記録を残すこと。
- 上記事項を確実に実施するため、管理責任者を選任するとともに、装置の視認しやすい場所に、管理責任者を明示すること。また、具体的な実施方法等について文書に定め、利用者等が閲覧できるようにすること。
- 上記事項に係る業務をメンテナンス業者へ委託する場合には、当該業務の実施主体（責任者）、具体的な実施方法等について契約等において別途定め、明らかにすること。

V. 利用者の取組

- ひとたび事故が生じた場合には重大事故等に繋がることを再認識した上で、利用を行うこと。
- 他人の鍵等を使用して操作を行わないこと。
- ボタン押し補助器具等の不適切な器具を決して使用しないこと。
- センサー等の設備に委ねることなく、装置内に人がいないことの確認を自ら徹底して行うこと。
- 運転者以外は乗降室の外で乗降すること。やむを得ず幼児等を同乗させたまま入庫する場合には、乗降室から同乗者が退出したことを必ず自ら確認の上、装置を操作すること。
- 乗降室内に長時間留まらないこと。また、荷物の積み下ろしは乗降室の外で行うこと。
- 保護責任者は、子供が装置に悪戯に近づかないように細心の注意を払うこと。
- 取扱説明等を受けていない者に対して、操作を委ねないこと。
- 酒気を帯びた者は、装置を取り扱わないこと。

VI. 関係主体間の連携・協働による取組

- 既設の装置について、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者、利用者の関係主体は、駐車施設ごとに協議の場を設け、連携・協働して安全対策（施設改修、安全利用の推進、利用者への教育訓練等）に取り組むこと。
- 製造者、保守点検事業者は、協議の場において、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等の説明、安全対策の検討に必要な情報・知見の提供を行うこと。これを踏まえ、設置者、管理者は、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等について、利用者に対する説明の徹底を図るとともに、製造者、保守点検事業者の主体的な参画の下、利用者への教育訓練を実施すること。
- 利用者は、教育訓練への参加等により装置のリスクを十分認識した上で、適正な利用を心がけること。

機械式立体駐車場の重大事故情報(平成28年6月30日現在)

○装置内に人がいる状態で機械が作動

発生日	発生時刻	発生場所	被災者	危害区分	操作者	装置区分	駐車場用途	設置年月	事故概要
平成19年8月24日	午前10時頃	北海道札幌市	運転者A	重傷	運転者B	エレベーター方式	月極駐車場	平成3年9月	駐車場を通常利用せず、操作を行っていない人が操作を行ったところ、別の利用者が機械の旋回に巻き込まれ被害にあった。
平成22年3月25日	午前6時40分以前	大阪府大阪市	侵入者	死亡	不明	エレベーター方式	マンション駐車場	平成19年2月	侵入者が協力者の車に同乗して暗証番号を使って入庫。協力者は駐車場外に退出したが、侵入者は車が最上段付近に格納されてから車を降り、物色していたところ、次の利用者の出庫操作により上昇したカウンターウェイトにぶつかり転落した。
平成22年4月20日	午前12時頃	神奈川県横須賀市	運転者	死亡	係員	垂直循環方式	月極駐車場	昭和58年11月	運転者は車を入庫し、駐車装置外に退出した後、助手席にある荷物を取るため再び駐車装置内に入った。駐車場の操作係員が装置を起動したため、運転者は被害にあった。
平成23年5月31日	午後10時20分頃	福岡県福岡市	同乗者(子供)	死亡	運転者	エレベーター方式	マンション駐車場	平成16年3月	運転者は子供を乗せて入庫後、駐車装置の出入口扉を閉める操作を行った。その後、子供が駐車装置内に残っていることに気づき、出入口扉を開けたが、子供は機械に挟まれ被害にあった。
平成23年11月19日	午後7時30分頃	千葉県千葉市	運転者A	重傷	運転者B	昇降・横行式	マンション駐車場	平成20年12月	利用者が鍵を操作盤に挿した状態で車を入庫後、助手席で荷物を取り出していたところ、次の利用者が操作を行ったため装置が動きはじめ、開口部から転落し被害にあった。
平成24年5月18日	午前9時30分頃	大阪府吹田市	運転者	重傷	係員	垂直循環方式	時間貸し駐車場	昭和58年3月	操作係員は、運転者が既に駐車装置外に出たものと思い装置を作動させた。その後、操作係員は、駐車装置内に運転者が残っていることに気づいたが、緊急停止ボタンを押すべきところを誤って取消ボタンを押したため、装置は停止せず、運転者は被害にあった。
平成24年6月30日	午前0時15分頃～午前4時頃	千葉県松戸市	侵入者	死亡	運転者	エレベーター方式	月極駐車場	平成3年11月	被害者は外部から駐車装置内に侵入したと推定され、機械装置に挟まれて被害にあった。
平成24年7月23日	午後5時20分頃	岩手県花巻市	同乗者(子供)	死亡	運転者	エレベーター方式	マンション駐車場	平成19年3月	運転者は子供を乗せて入庫後、駐車装置の出入口扉を閉める操作を行った。その後、駐車装置内から悲鳴が聞こえたため緊急停止ボタンを押したが、子供は機械に挟まれ被害にあった。
平成25年6月1日	午前6時頃	神奈川県川崎市	同乗者	死亡	運転者	エレベーター方式	マンション駐車場	平成21年1月	運転者が駐車装置内に入庫後、駐車装置外に出て装置を操作したところ、駐車装置内に残されていた同乗者が機械に挟まれ被害にあった。駐車装置内には人感センサーは設置されていたが、動きがない人の検知はできないものであった。
平成26年1月23日	午後4時15分頃	愛知県稲沢市	運転者	死亡	係員	垂直循環方式	時間貸し駐車場	昭和63年3月	利用者(運転者A)が駐車装置内に出庫準備中、次の利用者(運転者B)の入庫のため、係員が装置を作動させたため、運転者Aは機械に挟まれ被害にあった。係員が隣接する駐車装置にも応対し、利用者の出庫完了を確認できていなかった。また、駐車装置内の人感センサーが故障したまま放置されていた。
平成26年2月12日	午後6時30分頃	愛知県名古屋市	運転者A	重傷	運転者B	昇降・横行式	マンション駐車場	平成16年5月	利用者(運転者A)は子供と共に入庫し、鍵を操作盤に挿した状態で、後部座席から子供を降ろしていたところ、次の利用者(運転者B)が操作を行い、装置が動いて運転者Aは被害にあった。
平成26年12月2日	午前9時頃	神奈川県横浜市	運転者	死亡	運転者	昇降・横行式	マンション駐車場	平成22年3月	被災者が入庫後、前面ゲートを開けた状態で駐車装置内に留まっていたところ、別の利用者が前面ゲートを閉じた。これに気付いた被災者が、前面ゲートと垂れ壁の隙間から身を乗り出して操作しようとしたところ、上昇する前面ゲートと垂れ壁に挟まれ、被害にあった。

○人の乗降・歩行時の転倒・落下

発生日	発生時刻	発生場所	被災者	危害区分	操作者	装置区分	駐車場用途	設置年月	事故概要
平成20年11月25日	午前12時頃	兵庫県姫路市	同乗者(子供)	重傷	—	垂直循環方式	来客用駐車場	平成6年11月	子供が運転者から離れ、車両前方から助手席側に回り込もうとしたところ、機械装置の隙間から転落し、被害にあった。
平成21年7月19日	午後6時30分頃	東京都荒川区	運転者	重傷	—	昇降・横行式	テナント用	平成3年2月	消音対策として設計にない部材が取り付けられていたため、バレットが通常通り格納されず、開口部が生じていた。利用者は手動式の前面ゲートを開けて駐車装置内に入ったところ、開口部から転落し被害にあった。
平成22年5月1日	午後3時14分頃	宮崎県宮崎市	同乗者	重傷	—	エレベーター方式	ホテル用	平成17年1月	同乗者が両手に荷物を持った状態で、バレットの縁に足を乗せて降車した際、体勢を崩して、間仕切り壁を突き破り、隣接機の開口部から転落し被害にあった。
平成22年9月13日	午前4時頃	兵庫県加古川市	運転者	重傷	—	昇降・横行式	マンション駐車場	平成3年1月	利用者が車を入庫し、移動操作が完了しない状況で操作盤から鍵を抜いて立ち去ったため、装置が途中停止し、地上部に開口部が生じた。その後、次の利用者がゲートの上昇操作を行って駐車装置内に入った際、開口部に転落し被害にあった。
平成24年8月3日	午前9時10分頃	大阪府大阪市	運転者	重傷	—	垂直循環方式	月極駐車場	平成5年6月	利用者がトランクを閉めるために車両後部方に回った際に、「乗るな危険」と表記された開口カバーに両足を乗せ、転落し被害にあった。
平成25年1月7日	午後4時30分頃	広島県広島市	運転者	重傷	—	昇降・横行式	マンション駐車場	平成1年2月	居住者が車のトランクの荷物を取り出すために駐車装置の後部に行った際、開口部に気付かず約2m下のピットに転落した。

○作動中の装置に侵入・接触

発生日	発生時刻	発生場所	被災者	危害区分	操作者	装置区分	駐車場用途	設置年月	事故概要
平成20年8月2日	午前2時45分頃～午前5時30分頃	愛知県名古屋市	運転者	死亡	不明	昇降・横行式	マンション駐車場	平成19年3月	利用者自身の操作により装置を作動させている際、何らかの理由によりゲートを越えて装置内に入り込んだものと推定され、機械に挟まれ被害にあった。
平成21年2月19日	午前11時30分頃	千葉県千葉市	同乗者(子供)	重傷	運転者	昇降・横行式	マンション駐車場	平成20年6月	利用者の操作によって、前面ゲートを上昇させるためのチェーンが駆動したところ、子供の手指がチェーンの稼働部に挟まれ、被害にあった。
平成24年4月2日	午前8時10分頃	大阪府茨木市	同乗者(子供)	死亡	運転者	昇降・ビット式	マンション駐車場	平成15年10月	子供が駐車装置内に立ち入り、空車であった隣のパレットから動作中の自転車パレットに飛び移った際に転倒し、パレットと歩廊の間に挟まれ被害にあった。なお、操作盤には、ボタン押し補助器具が使用されていた。
平成24年5月20日	午後3時20分頃	大阪府堺市	同乗者(子供)	重傷	運転者	昇降・横行式	マンション駐車場	昭和63年8月	運転者が入庫のため操作を行ったところ、同乗していた子供が前面柵に近づき、下部隙間から足が機械に挟まれ被害にあった。
平成26年10月31日	午後4時15分頃	埼玉県さいたま市	同乗者(子供)	重傷	運転者	昇降・横行式	マンション駐車場	平成18年12月	利用者の操作によって前面ゲートが上昇中のところ、子供が駆動中のゲートスプロケット部に左手中指を突っ込み、ゲートチェーンとゲートスプロケットに指を挟まれ、被害にあった。
平成27年5月17日	午前11時40分頃	大阪府高槻市	同乗者(子供)	重傷	運転者	昇降・横行・ビット式	マンション駐車場	平成9年10月	運転者が出庫のため操作を行ったところ、子供が前面柵の下部隙間から右足を挿入し、横行中のパレットの車輪に指先をひかれ被害にあった。
平成27年5月30日	午後9時30分頃	東京都世田谷区	同乗者(子供)	重傷	運転者	昇降・横行・ビット式	マンション駐車場	平成14年3月	運転者が入庫した後、前面柵を閉める操作を行ったところ、子供が持っていた金属バットの上端と降下してきた前面柵の下端との間に左手人さし指を挟まれ被害にあった。

○車両の入出庫時の衝突

発生日	発生時刻	発生場所	被災者	危害区分	操作者	装置区分	駐車場用途	設置年月	事故概要
平成20年10月18日	午後3時頃	茨城県取手市	保守員	重傷	—	垂直循環方式	月極駐車場	平成6年10月	セレクトレバーがドライブ状態で停車中の車に、駐車場管理者が移送のため乗車したところ、足がアクセルにかかり、車の暴走によって保守作業員が被害にあった。
平成20年10月20日	午前11時頃	大阪府大阪市	運転者	重傷	—	エレベーター方式	月極駐車場	平成8年1月	利用者が車両を駐車装置前に停車し、パレットの呼び出し操作を行ったところ、車路勾配により車両が後退し始めた。このため、利用者が車両に乗り込みブレーキを掛けようとしたところ、アクセルを踏み込み、駐車装置に衝突したため被害にあった。
平成22年11月21日	午後6時頃	大阪府池田市	運転者	重傷	—	エレベーター方式	テナント用	平成9年12月	運転者は入庫のため、出入口前で待機していたところ、アクセルとブレーキを踏み間違えたため、出入口扉を突き破って動作中の駐車装置内に入庫し、ビットに落下して被害にあった。
平成25年2月10日	午後0時30分頃	福岡県福津市	運転者	死亡	—	昇降・横行式	マンション駐車場	平成3年10月	運転者が運転席ドアを開けて後進入庫していたところ、機械装置の支柱に身体を挟まれ被害にあった。
平成27年12月25日	午前9時30分頃	大阪府高槻市	操作員	重傷	—	エレベーター方式	時間貸し駐車場	平成8年3月	操作員が出庫操作時に出入口扉の覗き窓より駐車装置内を確認していたところ、運転者が駐車場敷地内に入庫後停止せずに駐車装置の出入口扉を突き破り乗降室に突入した。この時、操作員も突き飛ばされ、ビット内に墜落し被害にあった。
平成28年3月14日	午後3時30分頃	京都府京都市	運転者	死亡	—	昇降・ビット式	マンション駐車場	平成12年8月	運転者が後進入庫時に、何度か切り返しを行った後、ギアをRに入れた状態でドアを開けたまま降車し後方を見に行こうとした時、車両が後進したことで、開けていたドアとパレットの連結柱との間に挟まれ被害にあった。

○装置の非常停止

発生日	発生時刻	発生場所	被災者	危害区分	操作者	装置区分	駐車場用途	設置年月	事故概要
平成23年3月11日	午後6時30分頃	京都府京都市	運転者	重傷	係員	自動車用エレベーター	テナント用	昭和44年4月	テナント管理者が電源を落としたため、カーリフト内に閉じ込められた運転者が自力で脱出しようとしたところ、開口部の隙間から転落し被害にあった。

注1) 重大事故とは、一般利用者等の死亡・重傷(全治30日以上)に至った事故等を指す。

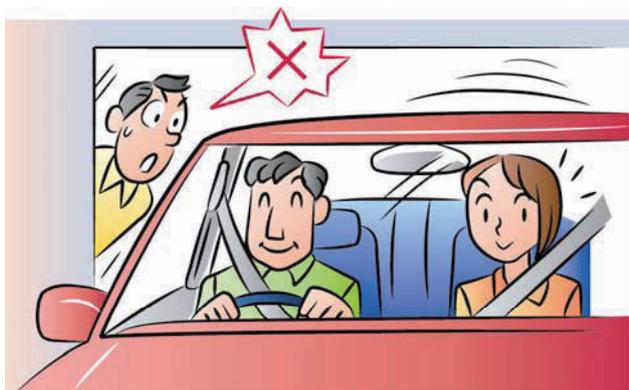
注2) 公益社団法人 立体駐車場工業会からの報告等をもとに国土交通省が作成。

注3) 推定情報や間接情報を含むものであり、事故の原因や法的責任を特定するものではない。

機械式立体駐車場での 事故に御注意ください！

機械式立体駐車場では、利用者が機械に挟まれ死亡するなどの事故が発生しています。車を載せて動かすために大きな力が働くので、ひとたび事故が生じた場合には、重大な事故になっています。

駐車場を利用する場合には、以下に注意して安全に利用しましょう！また、改めて取扱説明書を確認したり、安全講習等を受けて、車載パレットの動き、操作盤の操作方法、緊急時の対処方法等を確認してください。

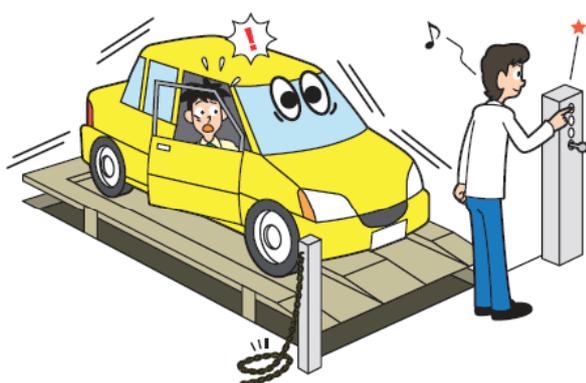
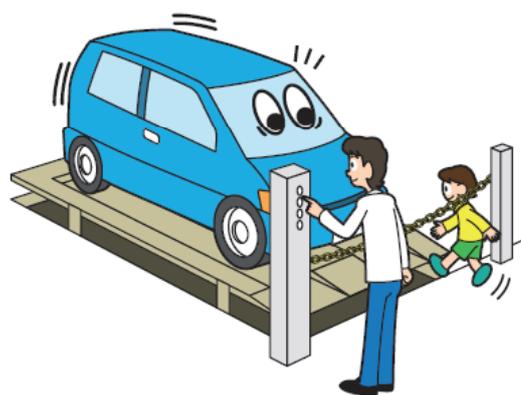


・運転者以外は中に入らないで 下さい

運転者以外は装置の外で乗降してください。やむを得ず、幼児等を同乗させたまま入庫する場合には、装置から退出したことを必ず自ら確認の上、操作してください。

・子どもが装置に近付かないように 細心の注意を払きましょう

特に機械の操作中に目を離してしまい、子どもの動きに気が付かないことがあります。また、停止しているときでも、装置の隙間に転落する事故が発生しています。子どもとは常に手をつなぎ、目を離さないようにしてください。



・他人の鍵が挿さっているときは 使用中です

操作盤に他の人の鍵が挿さっている場合は、人が装置内に残っている可能性が高いため、絶対に操作をしないで下さい。

二段方式・多段方式の注意点



・死角に人がいるかもしれません。隅々まで確認してください。

操作盤の位置からでは、車の陰になって見えない場所もあります。人が隠れていないか必ず確認してください。

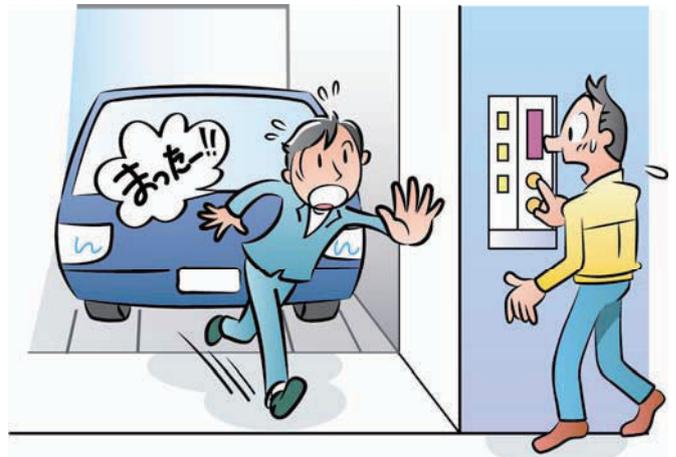
・装置内へ人が立ち入らないようにしてください。

装置の前面にチェーンがある場合は、必ず掛けてください。

・操作盤の昇降ボタンを器具等で固定して使用しないでください。

昇降ボタンを器具等で固定すると、安全機能が働かないため、直ちに停止させることができず危険です。

エレベータ方式の注意点



・センサー等に頼らずに、自分の目で装置内に人がいないことを確認してください。

人感センサーは、装置内に人が残っていても感知しない場合があります。また、車内の人には感知できません。そのため、安全装置が働かないこともあります。

・装置内への閉じ込め等、不測の事態が発生した場合には、

① 迷わず、非常停止ボタンを押してください。

② 至急、操作盤に記載されている緊急連絡先へ連絡してください。

機械によっては、僅かな時間で危険な状態になることがあります。あらかじめ、操作盤及び装置内のどこに非常停止ボタンがあるかを確認してください。

機械式立体駐車場の安全対策向上活動について

(公益社団法人立体駐車場工業会の取組)

1. 登録認証機関としての活動

立体駐車場工業会は昭和40年に社団法人として認可されて以来、機械式駐車装置の普及と安全性向上のために、装置の安全性と円滑性について審査を実施してまいりました。

平成27年1月1日からは、「機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準」(平成26年度国土交通省告示第1191号)に基づき審査・認証業務を行う認証機関として認められました。

現在、新たに設置される機械式駐車装置の安全機能に関する認証審査を、学識経験者で構成されている「認証委員会」で厳正に実施し、認証書を交付しています。

2. 機械式駐車装置に関する基準・規程の策定

機械式駐車装置に関する「機械式駐車場技術基準」並びに「工事安全基準」や「保守点検作業安全基準」等、機械式駐車装置に係る安全性全般に関する基準・規程を策定し装置の安全性、信頼性の向上のための活動を展開しています。



3. 安全啓発活動について

立体駐車場工業会では、機械式駐車場の安全利用のための各種啓発活動を実施しています。

3-1 安全講習会

機械式駐車場の管理者・操作者の方を対象として講習会を開催し、機械式駐車場の正しい利用方法、危険な利用についての実例、機械式駐車場での事故事例を紹介しています。安全講習会は毎年度3回、全国三か所で開催しています。

3-2 「協議の場」づくり

マンション管理業協会の協力を得て、マンション等での機械式立体駐車場の利用者を含む、関係主体の「協議の場」を作るための説明会等を実施しています。



安全講習会の模様



「協議の場」を作るための説明会の模様

4. 安全利用パンフレット、注意喚起シール作成等の活動

立体駐車場工業会では、機械式駐車場の安全利用パンフレットの作成や注意喚起各種シールの作成を独自に実施するとともに、消費者庁や国土交通省と連携したポスターやシール等の作成も実施しておりますので、ご希望のある方はお問い合わせください。



消費者庁、国土交通省と連携したポスター・シール

立体駐車場工業会が作成したパンフレット・シール

5. ホームページでの動画の公開

立体駐車場工業会では、機械式駐車装置の正しい利用方法及び事故例の動画を作成してホームページで公開しています。検索サイトで「立体駐車場工業会」で検索していただき、サイト左下の  を見ていただければ、事故事例等が出てきます。



安全講習会動画 YouTube

